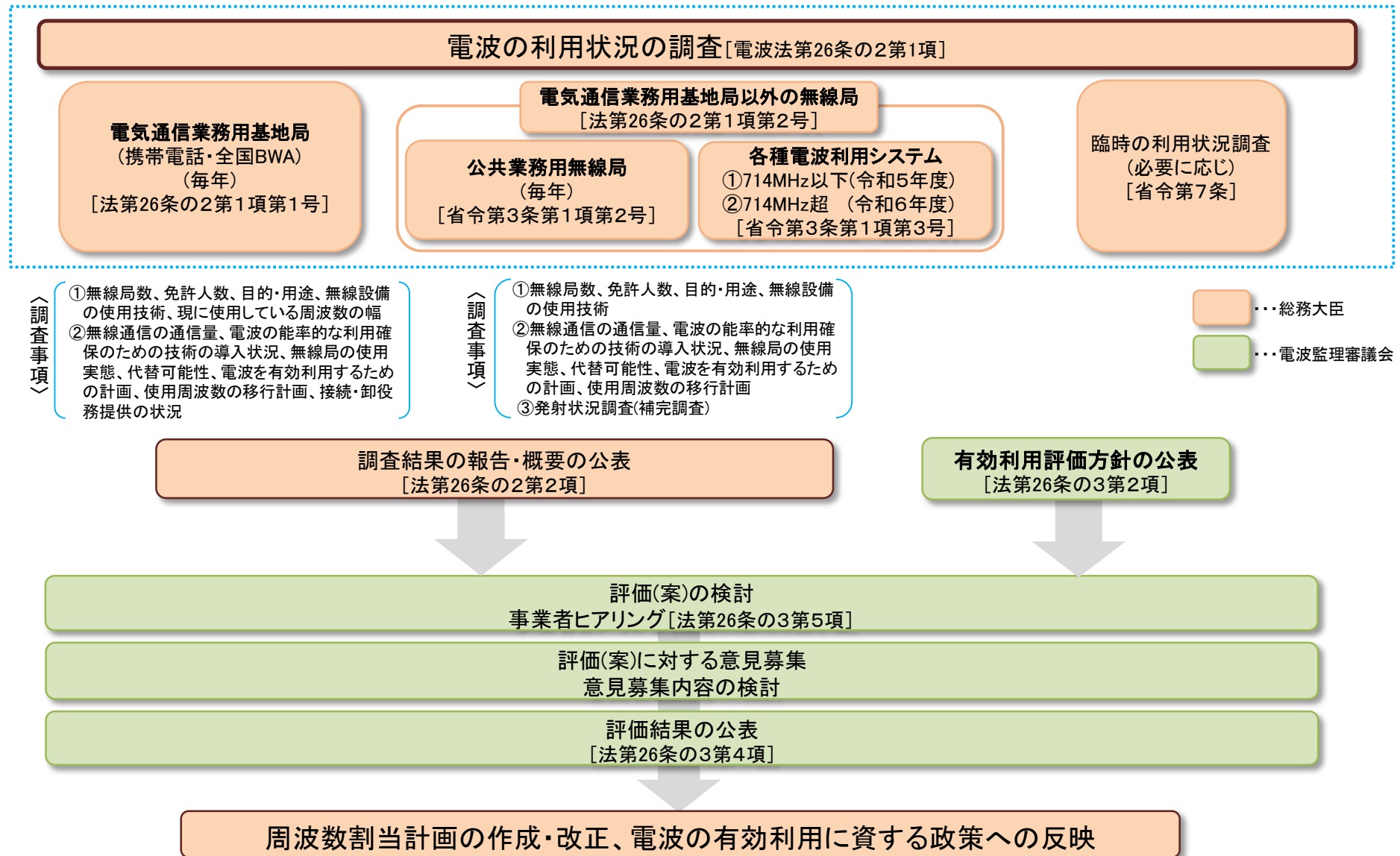


有効利用評価方針の概要

電波の利用状況調査・有効利用評価

1

- 電波監理審議会は、有効利用評価方針の作成・公表を行う。
- 総務大臣が行った利用状況調査に対し、評価を実施、必要に応じて事業者ヒアリングを実施する。



評価の方法等

(1)電気通信業務用基地局に係る評価

評価事項	人口カバー率、技術導入状況等	その他(インフラシェアリングの取組等)
評価方法	周波数帯ごとの実績評価及び進捗評価(定量的・定性的)。	複数の周波数を横断した総合的に勘案した定性的な評価。

周波数帯		認定が満了した周波数帯等	認定の有効期間中の周波数帯
実績評価	評価事項	i 基地局の数 iv 通信量 ii 人口カバー率 v 技術導入状況 iii 面積カバー率 vi 総合的な評価	i カバレッジ（基地局の数、人口カバー率、面積カバー率） ii 技術導入状況 iii 総合的な評価
	評価方法	開設計画比、平均比 等	平均比 等
進捗評価	評価事項	i カバレッジ （基地局の数、人口カバー率、面積カバー率） ii 通信量 iii 技術導入状況	i カバレッジ（基地局の数、人口カバー率） ii 技術導入状況
	評価方法	前年度比	開設計画比、前年度比

※ 複数の周波数を横断した定性的な評価基準も定めるとともに、免許人ごとに各評価を踏まえた総合的な所見を述べる。

(2)電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価

評価する無線局	公共業務用無線局	その他無線局
評価方法	需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅を踏まえた、電波の利用の停止、周波数移行・共用の対応の状況やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価。	無線局の数の増減、通信頻度、周波数の移行やデジタル化の状況等を定性的に評価※。

※重点調査対象システムは実測による発射状況等を踏まえて評価

(3)その他

- 免許人等に対し、評価に必要なヒアリング等を行う。
- 評価に関する事項に関し、必要に応じて勧告を行う。
- 各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査・評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う。

電気通信業務用基地局の評価基準 概要

3

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（定量評価）

評価事項	実績評価 (別紙 1 関係)	進捗評価 (別紙 2 関係)
① 電気通信業務用基地局の数	絶対評価	①～③を踏まえた 総合的な評価 (前年度比)
② 人口カバー率	絶対評価	
③ 面積カバー率	相対評価	
④ 無線局の行う無線通信の通信量	絶対評価	前年度比
⑤ 技術導入状況	絶対評価	前年度比
総合的な評価	絶対評価 (③を除く)	

認定の有効期間中の周波数帯の評価（定量評価）

評価事項	実績評価 (別紙 3 関係)	進捗評価 (別紙 4 関係)
① 電気通信業務用基地局の数	①～③を踏まえた 総合的な相対評価	①・②を踏まえた 総合的な評価 (開設計画比)
② 人口カバー率		
③ 面積カバー率		なし
④ 5G高度特定基地局の数	④・⑤を踏まえた 総合的な相対評価	④・⑤を踏まえた 総合的な評価 (開設計画比)
⑤ 5G基盤展開率		
⑥ 技術導入状況	絶対評価	前年度比
総合的な評価	絶対評価 (④・⑤を除く)	

複数周波数を横断した評価（定性評価）別紙 5 関係

- ① 総務省令に規定する事項に対する評価
- ② 総合的な評価

有効利用評価方針の概要①（電気通信業務用基地局）

4

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（実績評価）別紙1関係

1 電気通信業務用基地局の数

SS	S	A	B	C	D	備考
－	－	－	認定計画値以上である。	－	B評価に該当しない場合。 (認定計画値未満である。)	800MHz帯及び2GHz帯を除く。

2 人口カバー率

	SS	S	A	B	C	D	参考（開設指針における絶対審査基準）
700MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て80%以上（平成31年度末）
800MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	－
900MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て80%以上（平成30年度末）
1.5GHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	各総合通信局の管轄区域内の特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て50%以上（平成26年度末）
1.7GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	○H18開設指針：東名阪各総合通信局の管轄区域内の(市町村)人口カバー率が全て50%以上 ○H21開設指針：各総合通信局の管轄区域内の特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て50%以上
2GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	－
2.5GHz BWA	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て50%以上（平成24年度末） 総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て50%以上（平成29年度末）
3.5GHz	100%	95%以上	90%以上	70%以上	50%以上	50%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て50%以上（平成30年度末）

※ 評価基準における人口カバー率は、評価区域におけるメッシュ内の人口の合計に対する、メッシュ（通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）内の人口の合計の割合をいう。なお、通信が可能となる区域か否かの判断は各事業者が行う。

3 面積カバー率

※ 周波数帯ごとに各免許人の値を合計して免許人の数で除した値

SS	S	A	B	C	D
－	周波数帯平均値※の110%以上である。	周波数帯平均値の90%以上110%未満である。	周波数帯平均値の70%以上90%未満である。	周波数帯平均値の70%未満である。	－

4 無線局の行う無線通信の通信量

SS	S	A	B	C	D
－	－	－	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがある。	－	B評価に該当しない場合。（評価区域内のいずれかの都道府県において、1日の間トラヒックがない。）

5 技術導入状況

SS	S	A	B	C	D
－	－	－	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO若しくはQAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入し、電波を能率的に利用している。	－	B評価に該当しない場合。（評価区域内のいずれかの都道府県において、ア又はイの場合である。 ア CA、MIMO若しくはQAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入しているが、電波を能率的に利用していない。 イ CA、MIMO、QAM及びそれらの代替技術のいずれも導入していない。）

6 総合的な評価

S	A	B	C	D
2（人口カバー率）の評価がSS又はSである。	2（人口カバー率）の評価がAである。	2（人口カバー率）の評価がBである。	2（人口カバー率）の評価がCである。	1（基地局の数）、2（人口カバー率）、4（通信量）又は5（技術導入状況）のいずれかの評価がDである。

※ 特に考慮すべき事情がある場合は、未評価として「R」とする。（以下同じ。）

有効利用評価方針の概要②-1（電気通信業務用基地局）

5

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（進捗評価）別紙2 関係

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

評価項目		S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	全国	前年度実績値 + 3,000局超	前年度実績値 ± 3,000局以内	前年度実績値 - 5,000局以上 前年度実績値 - 3,000局未満	前年度実績値 - 5,000局未満
	北海道	前年度実績値 + 124局超	前年度実績値 ± 124局以内	前年度実績値 - 207局以上 前年度実績値 - 124局未満	前年度実績値 - 207局未満
	東北	前年度実績値 + 205局超	前年度実績値 ± 205局以内	前年度実績値 - 341局以上 前年度実績値 - 205局未満	前年度実績値 - 341局未満
	関東	前年度実績値 + 1,057局超	前年度実績値 ± 1,057局以内	前年度実績値 - 1,762局以上 前年度実績値 - 1,057局未満	前年度実績値 - 1,762局未満
	信越	前年度実績値 + 101局超	前年度実績値 ± 101局以内	前年度実績値 - 168局以上 前年度実績値 - 101局未満	前年度実績値 - 168局未満
	北陸	前年度実績値 + 70局超	前年度実績値 ± 70局以内	前年度実績値 - 116局以上 前年度実績値 - 70局未満	前年度実績値 - 116局未満
	東海	前年度実績値 + 355局超	前年度実績値 ± 355局以内	前年度実績値 - 592局以上 前年度実績値 - 355局未満	前年度実績値 - 592局未満
	近畿	前年度実績値 + 488局超	前年度実績値 ± 488局以内	前年度実績値 - 814局以上 前年度実績値 - 488局未満	前年度実績値 - 814局未満
	中国	前年度実績値 + 173局超	前年度実績値 ± 173局以内	前年度実績値 - 288局以上 前年度実績値 - 173局未満	前年度実績値 - 288局未満
	四国	前年度実績値 + 88局超	前年度実績値 ± 88局以内	前年度実績値 - 147局以上 前年度実績値 - 88局未満	前年度実績値 - 147局未満
	九州	前年度実績値 + 304局超	前年度実績値 ± 304局以内	前年度実績値 - 507局以上 前年度実績値 - 304局未満	前年度実績値 - 507局未満
	沖縄	前年度実績値 + 35局超	前年度実績値 ± 35局以内	前年度実績値 - 58局以上 前年度実績値 - 35局未満	前年度実績値 - 58局未満
(2) 人口カバー率		前年度実績値 + 1 %超	前年度実績値 ± 1 %以内	前年度実績値 - 5 %以上 前年度実績値 - 1 %未満	前年度実績値 - 5 %未満
(3) 面積カバー率		前年度実績値 + 1 %超	前年度実績値 ± 1 %以内	前年度実績値 - 5 %以上 前年度実績値 - 1 %未満	前年度実績値 - 5 %未満
(4) 総合的な評価		前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (1)、(2)又は(3)の評価のうちいずれかがSである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価がいずれもA以上である。	前年度実績値を維持しているとして、(1)、(2)及び(3)の評価がいずれもAである。	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (1)、(2)又は(3)の評価のうちいずれかがBである。 イ (1)、(2)及び(3)の評価がいずれもB以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(1)、(2)又は(3)の評価のいずれかがCである。

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（進捗評価）別紙2 関係

2 無線局の行う無線通信の通信量

S	A	B	C
—	—	帯域別トラフィック総量が前年度実績値以上である。	帯域別トラフィック総量が前年度実績値未満である。

3 技術導入状況

S	A	B	C
前年度実績値を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若しくはMassive MIMO又は(ウ)256QAMのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 + 10%を超えている。 イ (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 - 10%以上である。	前年度実績値と同等程度であるとして、(ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO 又は Massive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技術導入状況が前年度実績値±10%以内である。	前年度実績値を大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若しくはMassive MIMO又は(ウ)256QAMのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 - 10%未満である。 イ (ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO又はMassive MIMO及び(ウ)256QAMのいずれも、技術導入状況が前年度実績値 - 30%以上である。	前年度実績値を非常に大きく下回っているとして、(ア)CA、(イ) 2 MIMO、4 MIMO、8 MIMO若しくはMassive MIMO又は(ウ)256QAMのうち1つ以上で、技術導入状況が前年度実績値 - 30%未満である。

有効利用評価方針の概要③（電気通信業務用基地局）

7

認定の有効期間中の周波数帯等の評価（実績評価）別紙3 関係

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率

S	A	B	C
周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく上回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち複数が、周波数帯平均値の110%を超えている。 イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、周波数帯平均値の90%以上である。	周波数帯の平均的な電波の利用状況と同等程度であるとして、以下の条件を複数満たしている、又は、条件の範囲を上回っているものと条件の範囲を下回っているものがある。 ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち複数が、周波数帯平均値の90%以上110%以下である。 イ 人口カバー率が、人口カバー率に係る周波数帯平均値の90%以上110%以下である。ただし、人口カバー率に係る周波数帯平均値の110%にあたる人口カバー率が100%を超える場合は、周波数帯平均値±（100%－周波数帯平均値）以内とする。 ウ 面積カバー率が、周波数帯平均値の90%以上110%以下である。	周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく下回っているとして、以下の条件を複数満たしている。 ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率又は面積カバー率のうち複数が、周波数帯平均値の70%以上かつAの条件の範囲を下回っている。 イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、周波数帯平均値の110%以下である。 ウ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち、1つがAの条件の範囲を満たしており、1つ以上が周波数帯平均値の70%未満である。	周波数帯の平均的な電波の利用状況を非常に大きく下回っているとして、ア及びイを満たしている。 ア 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のうち複数が、周波数帯平均値の70%未満である。 イ 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率のいずれも、Aの条件の範囲を下回っている。

2 5 G 高度特定基地局の数及び5 G 基盤展開率

※ 2.3GHz帯を除く

S	A	B	C
周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく上回っているとして、5 G 高度特定基地局の数及び5 G 基盤展開率のいずれも、それぞれ周波数帯平均値の110%を超えている。	周波数帯の平均的な電波の利用状況と同等程度であるとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア 5 G 高度特定基地局数及び5 G 基盤展開率のいずれも、周波数帯平均値の90%以上110%以下である。ただし、5 G 基盤展開率に係る周波数帯平均値の110%にあたる5 G 基盤展開率が100%を超える場合は、周波数帯平均値±（100%－周波数帯平均値）以内とする。 イ 5 G 高度特定基地局数及び5 G 基盤展開率のうち、一方が周波数帯平均値の110%を超えており、他方が周波数帯平均値の110%以下である。	周波数帯の平均的な電波の利用状況を大きく下回っているとして、ア又はイのいずれかを満たしている。 ア 5 G 高度特定基地局数及び5 G 基盤展開率のうち、一方がAの条件の範囲を満たしており、他方がAの条件の範囲を下回っている。 イ 5 G 高度特定基地局数及び5 G 基盤展開率のいずれもAの条件の範囲を下回っており、かつ1つ以上が70%以上である。	各周波数帯の平均的な電波の利用状況を非常に大きく下回っているとして、5 G 高度特定基地局数及び5 G 基盤展開率のいずれも、5 G 用周波数帯平均値の70%未満である。

3 技術導入状況

S	A	B	C
(1) 5 G 用周波数帯以外の周波数帯 ア CA イ 4/8MIMO (Massive MIMOを含む) ウ 256QAM	以下のうち複数の技術が導入されている。 ア CA イ 2/4/8MIMO (Massive MIMOを含む) ウ 256QAM又はUL64QAM	以下のうち1つの技術が導入されている。 ア CA イ 2/4/8MIMO (Massive MIMOを含む) ウ 256QAM又はUL64QAM	以下のうちいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 2/4/8MIMO (Massive MIMOを含む) ウ 256QAM又はUL64QAM
(2) 5 G 用周波数帯 ア CA イ 4/8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM	以下のうち複数の技術が導入されている。 ア CA イ 4/8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM	以下のうち1つの技術が導入されている。 ア CA イ 4/8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM	以下のうちいずれの技術も導入されていない。 ア CA イ 4/8MIMO ウ Massive MIMO エ 256QAM又はUL64QAM

4 総合的な評価

S	A	B	C
1 (電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)及び3 (技術導入状況)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである。	1 (電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)及び3 (技術導入状況)の評価のいずれもAである。	1 (電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)及び3 (技術導入状況)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	1 (電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率)又は3 (技術導入状況)の評価のいずれかがCである。

有効利用評価方針の概要④-1（電気通信業務用基地局）

8

認定の有効期間中の周波数帯等の評価（進捗評価）別紙4 関係

1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率（5G用周波数帯以外の周波数帯）

評価項目		S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数	全国	計画値 + 3,000局超	計画値以上 計画値 + 3,000局以内	計画値 - 3,000局以上 計画値未満	計画値 - 3,000局未満
	北海道	計画値 + 124局超	計画値以上 計画値 + 124局以内	計画値 - 124局以上 計画値未満	計画値 - 124局未満
	東北	計画値 + 205局超	計画値以上 計画値 + 205局以内	計画値 - 205局以上 計画値未満	計画値 - 205局未満
	関東	計画値 + 1,057局超	計画値以上 計画値 + 1,057局以内	計画値 - 1,057局以上 計画値未満	計画値 - 1,057局未満
	信越	計画値 + 101局超	計画値以上 計画値 + 101局以内	計画値 - 101局以上 計画値未満	計画値 - 101局未満
	北陸	計画値 + 70局超	計画値以上 計画値 + 70局以内	計画値 - 70局以上 計画値未満	計画値 - 70局未満
	東海	計画値 + 355局超	計画値以上 計画値 + 355局以内	計画値 - 355局以上 計画値未満	計画値 - 355局未満
	近畿	計画値 + 488局超	計画値以上 計画値 + 488局以内	計画値 - 488局以上 計画値未満	計画値 - 488局未満
	中国	計画値 + 173局超	計画値以上 計画値 + 173局以内	計画値 - 173局以上 計画値未満	計画値 - 173局未満
	四国	計画値 + 88局超	計画値以上 計画値 + 88局以内	計画値 - 88局以上 計画値未満	計画値 - 88局未満
	九州	計画値 + 304局超	計画値以上 計画値 + 304局以内	計画値 - 304局以上 計画値未満	計画値 - 304局未満
	沖縄	計画値 + 35局超	計画値以上 計画値 + 35局以内	計画値 - 35局以上 計画値未満	計画値 - 35局未満
(2) 人口カバー率		計画値 + 1 %超	計画値以上 計画値 + 1 %以内	計画値 - 1 %以上 計画値未満	計画値 - 1 %未満
(3) 総合的な評価		認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のいずれもAである。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)又は(2)の評価のいずれかがCである。

2 電気通信業務用基地局の数（5G用周波数帯）

※ (1)及び(2)における総合通信局ごとの基準については、1 (1)電気通信業務用基地局の数の基準を準用する。

周波数帯	S	A	B	C
(1) 電気通信業務用基地局の数(屋外)	計画値 + 3,000局超	計画値以上 計画値 + 3,000局以内	計画値 - 3,000局以上 計画値未満	計画値 - 3,000局未満
(2) 電気通信業務用基地局の数(屋内)	計画値 + 3,000局超	計画値以上 計画値 + 3,000局以内	計画値 - 3,000局以上 計画値未満	計画値 - 3,000局未満
(3) 総合的な評価	認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)のうち一方がSであり、他方がA又はSである。	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)のいずれもAである。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)のうちいずれかがCである。

有効利用評価方針の概要④-2（電気通信業務用基地局）

9

認定の有効期間中の周波数帯等の評価（進捗評価）別紙4 関係

3 5G高度特定基地局の数及び5G基盤展開率（5G用周波数帯）

※ 2.3GHz帯を除く

評価項目		S	A	B	C
(1) 5G高度特定基地局の数	全国	計画値 + 1,000局超	計画値以上 計画値 + 1,000局以内	計画値 - 1,000局以上 計画値未満	計画値 - 1,000局未満
	北海道	計画値 + 204局超	計画値以上 計画値 + 204局以内	計画値 - 204局以上 計画値未満	計画値 - 204局未満
	東北	計画値 + 167局超	計画値以上 計画値 + 167局以内	計画値 - 167局以上 計画値未満	計画値 - 167局未満
	関東	計画値 + 92局超	計画値以上 計画値 + 92局以内	計画値 - 92局以上 計画値未満	計画値 - 92局未満
	信越	計画値 + 62局超	計画値以上 計画値 + 62局以内	計画値 - 62局以上 計画値未満	計画値 - 62局未満
	北陸	計画値 + 35局超	計画値以上 計画値 + 35局以内	計画値 - 35局以上 計画値未満	計画値 - 35局未満
	東海	計画値 + 73局超	計画値以上 計画値 + 73局以内	計画値 - 73局以上 計画値未満	計画値 - 73局未満
	近畿	計画値 + 68局超	計画値以上 計画値 + 68局以内	計画値 - 68局以上 計画値未満	計画値 - 68局未満
	中国	計画値 + 86局超	計画値以上 計画値 + 86局以内	計画値 - 86局以上 計画値未満	計画値 - 86局未満
	四国	計画値 + 56局超	計画値以上 計画値 + 56局以内	計画値 - 56局以上 計画値未満	計画値 - 56局未満
	九州	計画値 + 136局超	計画値以上 計画値 + 136局以内	計画値 - 136局以上 計画値未満	計画値 - 136局未満
	沖縄	計画値 + 21局超	計画値以上 計画値 + 21局以内	計画値 - 21局以上 計画値未満	計画値 - 21局未満
(2) 5G基盤展開率		計画値 + 1 %超	計画値以上 計画値 + 1 %以内	計画値 - 1 %以上 計画値未満	計画値 - 1 %未満
(3) 総合的な評価		認定された開設計画を適切に実施しており、かつ、開設計画値を大きく上回っているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がSであり、他方がA又はSである	認定された開設計画を適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のいずれもAである。	認定された開設計画を概ね適切に実施しているとして、(1)及び(2)の評価のうち一方がBであり、他方がB、A又はSである。	認定された開設計画を適切に実施していないとして、(1)及び(2)の評価のうちいずれかがCである。

4 技術導入状況（※3）

別紙2 3(技術導入状況)の基準を準用する。

複数周波数帯を横断した評価（定性評価）別紙 5 関係

1 総務省令に規定する事項

評価項目	a	b	c	d
① 5 G 基地局におけるインフラシェアリング	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	インフラシェアリングの実績があり、今後、一定の計画を有している。	インフラシェアリングの実績はあるものの、今後の計画がない（又は不十分である）。	インフラシェアリングの実績がなく、また今後の計画もない。
② 安全・信頼性の確保	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	過去の経験等を踏まえ、前年度に比べて改善が見られる。	一定の取組はあるものの、前年度に比べて改善が見られない。	十分な取組が行われていない。
③ データトラフィック	bに加えて、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる（又は計画を有している）。	トラフィックが増加傾向にあり、トラフィックを効率的に処理するための工夫がなされている。	トラフィックは減少傾向にあるものの、トラフィックを効率的に処理するための工夫がなされている。	トラフィックを効率的に処理する工夫がなされていない。
④ 電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供	bに加えて、MVNOへの更なる開放に積極的に取り組んでいる。	MVNOへの提供が自社グループ以外の多数に行われている。	MVNOへの提供が自社グループ内に留まっている（又は少数に留まっている）。	MVNOへの提供を全く行っていない。
⑤ 携帯電話の上空利用及びIoTへの取組	bに加えて、5 Gの活用（上空利用）／サービスの多様化（IoT利用）に積極的に取り組んでいる。	実用化に積極的に取り組んでいる。	実証段階に留まっている。	自社として具体的な取組が行われていない。

2 総合的な評価

a	b	c	d
電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。	電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。	電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。	電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。